

令和2年2月臨時教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和2年2月28日(金)午後1時30分
役場3階 職員控室
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 下田委員 松尾委員 堤委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 川崎生涯学習課長 宮崎主任指導主事
吉村学校教育課長補佐
梅木指導主事 川畑庶務係長 丸田学校教育係長
原学校統合再編係長 永尾学校給食係長
- 4 教育長の挨拶
- 5 会議に付した議案
付議第9号 新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休業について
付議第10号 令和2年度白石町内小中学校管理職配置について
- 6 動議の提出者 なし
- 7 議事の概要 別紙資料のとおり
- 8 議決事項 付議第9号から付議第10号すべて議決
・傍聴者 なし

1 開 会 13:28

吉岡課長

2 教育長の挨拶 13:28

お仕事のお忙しい中に急遽臨時に召集をお願いいたしました。ありがとうございます。御承知のことだが、先日、安倍総理大臣から全国すべての高等学校、小中学校、特別支援学校について、来月2日から春休みに入るまで臨時休校するという要請が出ました。これを受け、それぞれの学校の設置者の責任としてこの対応をどうするかということで全国どこでも、いち早く態度を表明した県等もあるが、本町もこのことということで、午前中に急遽臨時の校長会を開いて、休業、卒業式について意見をまとめた。そのため臨時の教育委員会を開催し、町としての方針を決定し、町長へ報告し態度を決定したい。県教育委員会も判断され、県教育委員会の要請というのも出るはずだが、それを受けてと思っている。情報では、来月3日から15日まで臨時休校とする。入試、卒業式については、行うということが出されたようである。このことについて、市町教育委員会、私立学校についても同様の対応を要請するという決議がなされた情報は流されたが、正式にはまだ届いていない。しかし、これに準じて行うのが妥当ではと思っている。この後、本教育委員会の措置の案を作っているので協議いただきたい。

3 付議事項の協議 13:32～

付議第9号

新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休業について

宮崎主任指導主事：資料（保護者宛て文書）により詳細説明。

保護者宛ての文書の雛型である。これを各学校で加工いただき保護者の方へ配布を頂く。小中でそれぞれ内容が変わってくる。中学校は、入試、卒業式が入ってくるため加筆等があるが、大体の流れを見越して作成している。趣旨は、首相の要請を受けてということで、その対策として臨時休業を実施するということ。実施期間は3月3日より3月15日までとし、状況によっては延長する旨記載。新型コロナウイルスの留意点（手洗い、うがい、マスク着用）の徹底及び人込みには行かない外出を控え室内での生活などを記載。各学校では、家庭で学習できるプリントなどの準備をしていただく。また、卒業式等の儀式については、規模や時間短縮などで実施、状況により中止するということもある。集団とならないような家庭での注意、指導の協力の要請も記載。また、発熱等の症状がある場合の緊急相

談先も記載して配布を行う。その他、各校で必要な分は追記を頂く。

北村教育長：補足ですが、3日の火曜日からとしているが、2日が月曜日でありそれについては、県教委からのアクションなどなかったため、緊急に20市町の教育長連合会で、いきなりこういう措置は取れず物理的に準備の時間、周知の時間、休み前の事前指導、入試も控えているため1日の猶予を取るという措置で協議をしたところ。県教委もそのような方向のようである。現時点での他の市町の対応状況を紹介（資料により）。卒業式についても規模縮小で小中とも話している。

稲佐委員：相談先の件ですが、ラジオで佐賀県医療センター好生館が紹介されていたと思うが。

宮崎主任指導主事：確認します。

下田委員：一番気になるのが、休みの間の子どもの受け皿だが、学童保育とかがどう考えてられるか。

吉岡課長：今、学童保育の方で受け入れるとしているが、何分にも緊急で元々学童保育は3時以降の受け入れであったが、朝からということになると人員の配置については今からの状態である。学校教育課としても学校教育支援員と給食調理員が応援に行けたらという考えで、人員の不足を補うつもりでいる。ただ、予想するのは例えば3時に子ども達が帰ってくるため3時までのパートに出ていたというお母さんが、子どもだけで家に居れないということで申し込みがあるかもしれないというのは、受け入れせざるを得ない。ただ、その人数がどのくらいになるか。出来る限り最小限にはしたい。また、学童保育登録以外の子は保険が未加入のためその対応も数日かかるということ。です。

下田委員：早速、うちの事業所にも問い合わせがあっている。特別支援学校はすでに決定されており、町からも相談があっている。スタッフを揃えれば38名受け入れられるが、県は定員を超えての受け入れについては、緊急のため対応はしてくれるようである。町内外の支援学級及び特別支援学校の子ども達が結構な数があるようです。

堤委員：県外とかでは、学校でしばらく受け入れるという話もあるが。要は、福祉と学校教育の線引きのところだと思うが学校で受け入れるというところは保険のことだとかはどういう扱いか。

吉岡課長：学校で受け入れるとなると、学校の保険であると思うが、今のところ学校で受け入れるとすると大変な数となるだろうということで、そ

れでは意味がないということです。ただ、学童保育の方も密集度とか学校の場合は、全員が前を向いているが学童保育は向かい合っただけでそちらの方がよっぽど感染リスクがということです。

川崎課長：生涯学習課の対応だが、臨時休業期間中の社会体育については、中止ということで要請することとした。それと小中学校の学校施設の使用についても3月15日までは御遠慮いただきたいということで、現予約分もキャンセルいただく連絡を行う。社会体育で町内で活動される分はお断りできるが、町外で活動される分はどうしようも出来ないの、あくまでも自粛をお願いするしかないと思っている。

堤 委員：これは、一律そうされるということか。

川崎課長：町内の学校についてはそういうこと。

松尾委員：ちなみに先生方はこの期間はお休みされるのか。

北村教育長：出勤となる。

堤 委員：先ほど他課から話があったがクラスターをつくらないようにすること。一律にしないと難しい。

北村教育長：勤務ですので、指導要録とか学習のまとめなど、遅れたものを春休みに一切補修など考えないということで、教育課程についてはこういう緊急措置があるため切り捨てという方針がちゃんと出ている。

稲佐委員：例えば拡大解釈で、先程課長が言ったように学童保育の方に保護者同士連絡を取り合っただけで、午前中は家に居て3時からは学童保育が開いているならうちの子もというような事をセーブするような方策、対策は。

吉岡課長：今現在あるのは、学童保育で受け入れますというのも連絡方法が、今日と月曜日しかない。火曜日には人数が確定しないといけないうため、学校のメール連絡網を使って、詳しくは福祉課へお問い合わせいただくという形で絶対必要であるのかという確認を行う。

堤 委員：児童か学校関係者の感染が確認された時にどこかの市あたりが保護者100人くらい集めて説明会をされていたので、結局それ自体がクラスターをつくるため、そういった時は集めないとかそういったことを周知しておいた方がいいのでは、自分の学校で感染者が出た時にどういった対応をするのか決めておいた方がいいのでは。それも通知に記載しておいた方がいいのでは。卒業式は、するという事。

北村教育長：今のところは行う方向です。ただ、発生が町か県かですけど、この状況であつたら県ではないか。正式には決定してない。

堤 委員：県内で出た時、例えば鳥栖あたりで出た時と江北あたりで出た時、町内で出た時と。

松尾委員：中学校の卒業式は在校生はどうするのか。

吉岡課長：今のところ、在校生、卒業生とその保護者という形で、ただ保護者も父、母がいないところは許容範囲だが祖父母は御遠慮願うという形です。

堤 委員：その保護者の数に限りは。例えば片方だけとか。

吉岡課長：そこまでは話してない。父母という話になっている。ただ、父母ではない保護者もいるので、そういう許容は付けている。

北村教育長：もう練習する時間ありませんので、失敗するとかという心配も出来る範囲で行う。それでは、いかがでしょうか。

宮崎主任指導主事：万が一発症した場合の範囲と言えば、県内とか町内とかあると思うが。

堤 委員：説明会については、町内だと思われるが。小中学校に関係されている方でいいのではないか。

松尾委員：町内の学校でよいのではないか。

宮崎主任指導主事：町内等で発生した場合の感染予防として説明会等しない旨追記します。

堤 委員：情報の提供はするけどという形です。

北村教育長：この件に関してそういう会合を持たないということでよいのでは。
(全委員承諾)

委員全員承認（付議第9号）

付議第10号

令和2年度白石町内小中学校管理職配置について

（白石町教育委員会付議事項及び委嘱事項に関する規則の学校その他の教育機関の長の任免に関する事項に基づき、人事案件で内示前ということで秘密会議。）

※人事案件のため、吉岡学校教育課長及び宮崎主任指導主事以外退室

北村教育長：資料により詳細説明。

委員全員承認（付議第10号）

北村教育長：新聞発表は、3月24日の朝刊の予定です。

4 その他

(1) 白石町就学援助費交付要綱の改正について

川畑係長：資料により説明。

本来報告事項のため、改正後報告を行っているが事前に報告をするもの。現在の要綱では認定後年度末までの認定となっているが、最近の状況は教育委員会より条件が付く場合があるため、それに柔軟に対応できるように改正を行う。

北村教育長：これまでも支援の会議でも色々出たところだが、これにより柔軟な対応になる。

川畑係長：この改正により、次年度の認定分から適用したい。

堤 委員：これは、議会にかけないといけないのか。

川畑係長：規則等は、教育委員会で承認をいただいて改正だが、要綱は教育委員会への報告のみでよいこととなっている。

堤 委員：いつから適用するか。

川畑係長：今日、報告し承認していただいたため3月1日付けで改正したい。

松尾委員：前回の教育委員会の分もこれに入ってくるようになるのか。

川畑係長：前回の認定分については、かなり条件が付きましたのでそれも適用させるため今回出している。

(全委員承諾)

5 閉 会 14:12

吉岡課長：3月2日に開催予定の3月臨時教育委員会については、本日人事案件の協議をしていただいたため開催いたしません。